

## 部活動の地域展開事業に係るみのお地域クラブ活動モデル実施の運営に関する 業務委託公募型プロポーザル実施要項

本業務は指導する種目の知識や経験はもとより、中学生年代に対する指導、各種事務作業等も必要であり、幅広い知識や豊富な経験が求められるため、広く公募し、プロポーザル方式により事業者を募集するもの。

### 1. 業務の目的

部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が自主的・自発的に参加し、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、教育的意義を有してきた。しかしながら、部活動は、放課後や休日に活動するものであることから、事実上、顧問となる教員の時間外勤務が発生することが前提となっており、法令上、部活動を理由に教員に対して時間外勤務を命令することはできないことから、教員の献身的な働きによりかろうじて成立している状況であり、既に持続可能な状態とは言いがたい。

本業務は、中学生年代のスポーツ・文化芸術振興をめざし、生涯学習の一環として誰でもスポーツや文化芸術を楽しめる場を整備していくものであり、地域クラブ活動団体の持続可能な指導及び運営について、課題や成果を十分に吟味し、本格的実施に向けて検証するものである。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

部活動の地域展開事業に係る地域クラブ活動の指導、運営業務（本委託契約に基づく書類作成等含む）

#### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

#### (3) 業務期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日

#### (4) 委託予定額

390,720 円（8 月 1 日に契約し、9 月までに事業を開始する想定。事業開始が 9 月以降になった場合は、金額を変更することがある。）

※委託額には指導者・事務作業員に係る費用、保険料、事務手数料、消耗品費、など活動に関わる費用一式（消費税込）を含むものとする。

### 3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和 7 年度及び令和 8 年度以降においても、「みのお地域クラブ」として継続した活動を行うための経営計画や持続可能な活動体制基盤を有する団体とする。なお、応募団体の法人格の有無は問わないが、個人での参加や株式会社等、営利目的とした活動団体は認めない。
- (2) 組織的に運営している団体であること。（規約等を有する団体であること）
- (3) 団体もしくは所属する指導者が中学生年代のスポーツ・文化芸術活動の指導経験を有すること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (5) この告示の日から委託候補者決定の日までの期間に、箕面市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 箕面市暴力団排除条例（平成 26 年箕面市条例第 44 号）に基づく除外を受けていないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条もしくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 2 条に規定する廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条もしくは第 133 条の規定による破産の申立てをした者でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

- (10) 個人情報保護法とその他関係法令及び個人情報保護方針等に基づき、個人情報を適正に保護・管理できる体制が整備されていること。

#### 4. スケジュール

令和7年6月下旬	実施要項等の公表
令和7年7月7日（月）午後5時	質問提出期限
令和7年7月11日（金）	質問回答期限
令和7年7月17日（木）午後5時	参加表明書及び提案書等提出期限
令和7年7月下旬	選定委員会（書類審査のみ）
令和7年7月下旬	審査結果の公表
令和7年8月1日	契約締結、参加者募集スタート

※予定であり、変更する場合があります。

#### 5. 募集要項等に関する質問及び回答について

本プロポーザルの募集要項等に関して質問がある場合、以下のとおりご提出ください。

##### (1) 質問提出期限

令和7年7月7日（月）午後5時（必着）

##### (2) 提出方法

質問紙【様式1】にて電子メールで提出すること。電子メールの件名の先頭に【地域クラブ活動モデル実施の運営に関する業務委託（団体名）】と必ず記述すること。また電子メール送信後は必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

提出先アドレス：jidoseito@maple.city.minoh.lg.jp

送信連絡電話番号：072-724-6752

##### (3) 質問回答

令和7年7月11日（金）までに本市HP上で公開予定

## 6. 参加申込、提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和7年7月17日（木）午後5時（必着）

### (2) 提出先及び提出方法

本プロポーザルの参加申込フォームにて提出

（QRコードあるいはURLからアクセスください。）



※期限までに提出しない者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

### (3) 提出書類

#### ア. 団体の基本情報

①団体の規則などがわかるもの（約款、会則など）【任意様式】

②団体の役員や組織の機構がわかるもの（役員名簿、組織図など）【様式2】または【任意様式】

#### イ. 活動実績【様式3】または【任意様式】

直近3か年の活動経歴（定期的な活動・大会等の結果など）

※箕面市での活動歴がある場合は必ず記載すること。

※それぞれの団体で直近3か年の活動実績をまとめている場合は、そちらの資料でも代用可能。（例：総会時の年度の活動報告など）

※本プロポーザルに合わせて団体同士が合同する場合、もしくは複数の指導者が集まって団体を新たに組織する場合はそれぞれの団体もしくは指導者の活動実績を提出すること。

#### ウ. 業務実施体制【様式4】

業務の実施体制、分担業務の内容について記載すること。

#### エ. 担当者経歴書【様式5】

指導を予定しているすべての指導者の氏名、経歴、実績、保有資格等について記載すること。

## オ. 企画提案説明【様式 6】

実施種目、活動計画（令和 7～9 年度の計画）、具体的な活動について記載すること。

## 7. 審査方法及び選定について

### (1) 審査方法

企画提案書の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は行わない。

### (2) 審査基準

本件における提案は【別表】の評価による。

### (3) 選定方法

- ・【別表】の項目における各選定委員の審査結果から算出する合計得点を審査結果とし、順位の高い提案者を受託候補事業者とする。
- ・合計得点と同じ場合は、参加指導者の指導歴・団体の活動歴を比較し、より経験豊富な提案者を受託候補者とする。
- ・ただし、平均点が 5 割を下回るときは、応募事業者が 1 事業者のみの場合であっても、受託候補者として選定しない。
- ・なお、本業務については、予算の範囲内で複数団体の採択を行う予定。

### (4) 選定結果

令和 7 年 7 月下旬をめどに文書で通知する。

## 8. 契約について

- (1) 選定結果の通知後、速やかに受託候補事業者と協議を行い、双方合意の後に仕様書を決定し契約を締結する。協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。
- (2) 委託料は 8 回（毎月）に分割して支払うものとする。
- (3) 契約保証金は免除、保証人は不要とする。

## 9. 失格自由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- (1) 「3. 参加資格」の要件を満たさないもの
- (2) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (3) 参加表明書を提出した日から選定委員会において審査が終了するまでの間に、選定委員又は事務局に不正な接触を行ったもの。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行ったもの。

## 10. その他、注意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出に要する経費は全て参加表明者の負担とする。
- (2) 提出後の書類の追加・変更は認めない。
- (3) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類の内容については、後日問い合わせを行う場合がある。
- (5) 本市施策の転換等やむを得ない事由により、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。

## 11. 本件に関する問い合わせ先

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市 子ども未来創造局 児童生徒指導室

TEL: 072-724-6752

E-mail: [jidoseito@maple.city.minoh.lg.jp](mailto:jidoseito@maple.city.minoh.lg.jp)